

情報・システム研究機構文献複写規程

〔平成16年5月26日  
制 定〕

最近改正 平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 情報・システム研究機構図書室等規程第2条に規定する各図書室等(以下「図書室等」という。)が受託する文献複写(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構」という。)の経費で処理するものを除く。)の取扱いについては、関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(文献複写受託の範囲)

第2条 前条の文献複写は、研究又は教育の用に供することを目的とする場合に限って、受託することとし、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲に限って受託することができる。

(文献複写の依頼)

第3条 文献複写を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は国立情報学研究所が運営する電子的手段による図書館間相互貸借システム(以下「ILLシステム」という。)により、文献複写の依頼を行わなければならない。

2 前項により難しい特段の事情がある場合は、依頼書を図書室長等に提出し、その承認を得なければならない。

3 第1項にかかわらず、図書室等の文献複写については相互に協力するものとする。

(文献複写料金)

第4条 依頼者は、第5条に規定する文献複写料金を納付しなければならない。ただし、国立情報学研究所が運営するILL文献複写料金相殺サービスに加入している機関に所属する依頼者については、同サービスによるものとする。

(文献複写料金の額)

第5条 文献複写料金は、次のとおりとする。

図書室等	種別	単位	複写料金		備考
			機構内の者	機構外の者	
・国立極地研究所情報図書室 ・国立情報学研究所図書室 ・統計数理研究所図書室 ・国立遺伝学研究所図書室	電子複写方式 白黒	A3判 1枚	円 20	円 35	A3判以下の用紙を使用した場合もA3判の料金とする。
	カラー		50	100	

(著作権に対する責任)

第6条 文献複写に関する著作権上の責任は、依頼者において負うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。